

## 第7回情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会 議事要旨

1. 日時 平成27年12月10日（木） 13:00～14:30

2. 場所 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室

### 3. 議題

- (1) 開会
- (2) 中間整理（案）について
- (3) 意見交換
- (4) 大臣挨拶
- (5) 閉会

### 4. 配布資料

【資料1】 情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会 中間整理（案）

【参考資料】 第7回 情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会 名簿

### 5. 出席者

（構成員） 安念主査、根本構成員、原構成員、松岡構成員、森構成員、矢作構成員

（政務） 島尻IT政策担当大臣

（関係省庁） 厚生労働省 生活衛生・食品全部生活衛生課 長田課長

政策統括官付情報政策担当参事官室 佐々木参事官

国土交通省観光庁 観光産業課 西海課長

総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課 大内課長補佐

経済産業省商務情報政策局情報経済課 佐野課長

内閣官房 健康・医療戦略室 藤本次長

（事務局） 遠藤政府CIO、向井副政府CIO、神成副政府CIO、

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

○安念主査 ただいまから、第7回「情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会」を開催いたします。

皆様には御多忙の中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日、中島、松本両構成員からは御欠席との御連絡をいただいております。

根本構成員は14時ごろ御出席をいただく予定でして、それまで代理として吉田構成員代理に御出席をいただいております。どうぞよろしく願いいたします。

また、本日はIT政策担当の島尻大臣に、会議後半より御出席をいただく予定でございます。

それでは、本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

○犬童参事官 （資料確認）

○安念主査 ありがとうございます。

それでは、議事次第の「（2）中間整理（案）について」に移らせていただきます。

本日は第6回までの御議論を踏まえまして、本検討会の中間整理（案）について、事務局より20分程度説明をいただきまして、その後、御出席いただいている構成員からそれぞれ5分程度御発言をいただき、その後、全体に関して質疑応答・意見交換をいたしたいと存じます。

それでは、事務局より本検討会の中間整理（案）について、資料1に基づき御説明をお願いいたします。

○犬童参事官 それでは、資料1をごらんください。表紙ですけれども「情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会 中間整理（案）」とあります。

この中間整理（案）の性格ですが、下の点線の枠内にありますように、当検討会の議論を踏まえまして、制度整備の基本的な方向性につきまして中間的な整理を行うものという位置づけでございます。

今後この中間整理（案）は、ここで御議論をいただいた上で了承いただければ、政府としては意見募集を行いまして、その結果も踏まえて具体的な法整備を行っていくという予定です。

1 ページ目ですが「中間整理（案）の構成」です。

大きく2つに分けておりまして、最初が「1. 検討の背景と検討事項」ということでございます。

「2. 制度整備の基本的な方向性」ということで、制度のあり方、計画の内容、代理機関（仮称）、シェアリングエコノミーという構成になっております。

2 ページをおめぐりいただきたいと思っております。

まず「1. 検討の背景と検討事項」ですが「検討の背景」としましては【近年のIT利活

用を巡る環境の変化】ということで、ここに上げていますように、スマホの普及と、ITが消費者の「手のひら」にあるということです。

その上でSNS、モバイル通信、光ファイバ等のブロード環境の整備も進展している中で、IoT、ビッグデータ、AIなど、情報の分析・活用技術が進展しています。

一方で制度的な対応も進んでおりまして、10月から施行されていますマイナンバー制度、それから、ことし改正されました個人情報保護法等の制度整備も行われたところがございますし、サイバーセキュリティの即応体制の向上、それから、政府部内における業務改革を踏まえまして情報システム統廃合とクラウド化の推進といったような背景があるかと考えております。

このような中、IoT、ビッグデータ、AI時代においてIT利活用による情報流通のさらなる円滑化を図るということは、超高齢社会における諸課題の解決に有効であるということで、我が国の成長戦略の大きな柱の一つであるという観点から、ことしの6月30日に閣議決定させていただきました世界最先端IT国家創造宣言、日本再興戦略改訂2015におきましても、IT利活用による円滑な情報流通、それに伴うビジネスモデルの変革等の促進に向けた制度整備について検討を行い、次期通常国会から順次、必要な法制上の措置を講ずることが、成長の鍵ということで盛り込まれております。

そういった背景のもとで本検討会が立ち上げられまして、これまで御議論いただいたところでございます。

3ページ目ですが、本検討会でのこれまでの主な検討事項ということで、①としまして、あらゆる分野でITを利活用した情報の流通を促進するために、スピードのある具体的な施策の効果的・継続的な推進といったものの制度化を検討するということが、一つございます。

②としまして、近年、ネットワーク上の多用かつ大量の情報を活用して社会課題の解決等を図る新たなビジネスや取組が見られるというところですが、特にそういった中でも法整備が求められている以下の項目について、重点的に検討いただいているところでございます。

1つ目が「ア. 安全・安心にITを活用して情報を共有・利用する事業の円滑化(代理機関(仮称))」としております。健康寿命の延伸や医療の質の向上、社会保障の重点化・効率化、交通事故・災害防止等を図る観点から、IT利活用を通じた、個人情報を含む多様かつ大量の情報の適切かつ効率的な収集、整理、分析及び安全な管理による我が国が抱える諸課題の解決を期待するというものであります。

2つ目が「イ. IT利活用を行う新たなサービス(シェアリングエコノミー)の適正な事業運営の確保」というものであります。いわゆる「民泊」に代表されるように、シェアリングエコノミーサービスにおいては、遊休資産等を活用して不特定多数の一般個人によりサービスが提供されるということから、行政によるサービス提供状況の把握が困難な状況にあります。サービス提供における情報の非対称性や外部不経済等の問題が発生するなど、

これらの課題に適切に対応して、利用者が安心して利用し、IT利活用の利便性を享受できる新規サービス等の出現を期待するというものであります。

こういったものについて検討を行い、法整備に向けた対応を本日御提言いただく方向でございませう。

4 ページ目以降、具体的な中身ですが、まず「(1)制度のあり方(総合的な計画の策定)」ということですがけれども、超高齢社会の到来等、我が国が抱える諸課題の解決に向け、IT利活用による情報流通の円滑化を官民一体となって推進するためには、総合的な計画を策定することが必要である。

その計画の実効性を確保することが重要ですので、きめ細かいPDCAサイクルを通じた施策の着実かつ効果的・継続的な推進により、スパイラルアップを目指すことが必要であるという考え方で、計画を策定するに当たっての基本的な理念・施策をここに掲げておりますが、これは従来からIT関係の議論の中でよく出てくることをまとめてございませう。

上から

- ・行政手続等に係るオンライン利用の推進
- ・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の推進
- ・行政機関等が保有する情報のオープンデータ化の推進
- ・新たなサービスの創出・革新・展開のための規制改革の推進
- ・行政機関等の情報システムの標準化と関連業務の見直し
- ・IT利活用に係るサイバーセキュリティの確保
- ・地理的な制約、年齢等その他の要因に基づくITの利用機会又は活用に係る格差の是正
- ・人材の育成、教育及び学習振興、普及啓発
- ・超高齢社会における、ITを利活用した安全・安心な環境の整備 等

ということが書かれております。

5 ページ目以降に、具体的な施策として2つ挙げさせていただいております。

「①代理機関(仮称)のあり方」でございませう。超高齢社会の到来等、我が国が抱えるさまざまな社会的課題を解決するためには、多様かつ大量の情報を、ITを利活用して、収集、分析、利用を促進することが重要だということだ。

2つ目ですが、特に、多様かつ大量の個人情報の収集に当たっては、個人情報の取扱いについてその適正性を確保するということが必要だとし、その場合には、国民の理解と協力が得られる環境の整備が必要だということだございませう。

このような観点から、多様かつ大量の個人情報を、ITを利活用して適切かつ効率的に収集、分析し、その利用の推進を図る機関、いわゆる代理機関といったものの制度的枠組みを整備し、さまざまな社会的課題の解決に向けまして、個人情報を含めた情報の利用を適切に促進することが必要という考え方を整理させていただいております。

6 ページ目以降が「②検討の対象となる代理機関(仮称)の類型」をまとめさせていただいた資料だ。本検討会のヒアリングや事務局でいろいろな調査を行った結果、現時点で

想定されるモデルとしては2つの類型に分類されるのではないかと考えてございます。

1つ目が「個人情報委託管理型」です。この絵にありますように、個人情報委託管理型というものは、代理機関が本人の委託等を受けて、個人情報を含む情報、ID/パスワード、お薬手帳、クレジットカード等、いろいろな個人情報がありますが、そういったものを預かって本人にかわってその情報の管理を図る形態というものでございます。

特にこれから認知症等のいろいろな対策が求められる中、そういう方々の個人情報の管理というものを、こういった形でサービスが行われる可能性が出てくるというニーズがあるということでございます。

7ページ目で2つ目の類型として挙げられるものが「個人情報収集分析型」です。いわゆるIT等によるビッグデータ分析の形態がこちらかと思えますけれども、多種多様な主体が保有しながら十分に活用されていない個人情報を含む情報代理機関といったところが、多種多様な主体にかわりまして収集・分析、その分析結果・開発成果の活用を図る形態ということでございます。

ヒアリング等でお聞きした範囲では、この分析結果・開発成果等については、個人情報そのものではなくて匿名加工されたデータ、あるいは統計データという形で提供するという形態を考えているということで、その成果・結果の提出先も個人情報の大もとのほうに、あるいは情報をもともと持っている主体、他の研究機関・民間企業・行政機関等に還元されるというニーズが出てきているというものでございます。

8ページ目以降が、今の代理機関の類型ごとに法整備の必要性というものを検討した結果ですが、1つ目の個人情報委託管理型につきましては、代理機関が本人からの委託あるいは同意という形で個人情報を提供していただくというものですので、この形態自体については、現行の個人情報保護法のもとで十分対応可能だと整理してございます。

一方、個人情報収集分析型ですけれども、ヒアリング等で挙がっていましたニーズとして〈医療分野〉というものがあります。医療分野について見てみますと「ア.代理機関(仮称)が複数の医療機関等から個人情報を収集し、医療機関等に代わって匿名加工処理や分析を行い、匿名加工情報や分析結果・開発成果(個人情報は含まない)を医療機関や大学、製薬企業等に提供する点」ということが考えられますが、この点につきましては医療機関等から代理機関に個人情報を第三者提供という形で出していくこととなりますけれども、現行の個人情報保護法においては「患者への医療の提供に必要であり、かつ、個人情報の利用目的として院内掲示等により明示されている場合は、黙示による同意が得られている」ということで、これは厚労省のガイドラインでございますが、同意という形にされているほか、治療以外の場合については「本人同意またはオプトアウト」という形で提供されているということでございます。

しかしながら、ことし改正しました個人情報保護法の改正の施行後におきましては、医療機関等が保有する個人情報のうち要配慮個人情報、病歴等を含むものについては、原則本人同意の取得が必要になるということですので、従来どおり「黙示による同意」が認め

られる場合以外の場合については、代理機関に提供するに当たっては、医療現場で多数の受診者に個別同意を取得することを要するという事で、現場の負担も過大になると考えられます。そういったことで、受診者の権利利益の保護に配慮しながら、適切な制度を検討することが必要ということでもあります。

このため、医療分野の代理機関が行う事業のうち、国が医療・介護の向上等の分野に係る事業であること等の一定の要件を審査し、個人情報の保護に支障がないと認定した事業に必要な場合に限り、当該事業を行う代理機関に対して、先ほどの要配慮個人情報を含むような情報についてはオプトアウトにより提供できるように、個人情報保護法の特例措置を設けることが必要であるということでございます。

9ページは今、御説明した件を図示したものです。この絵にありますように、右と左に大きく2つ個人情報の流れがあるかと思いますが、右側のほうは本人、この場合は患者さんAの個人情報を患者さんAの同意に基づいて、そのまま使って、かつAの個人情報ということで、分析結果を患者さんAに対して返していくということで、同意のもとで行われているような流れです。

一方で今、御説明したような匿名加工をして、分析結果だけ医療機関・大学等々に提出する形態については左側のケースで、この点線の枠で囲った先ほどのオプトアウトでやっている部分が、個人情報保護法改正後はできなくなるということで、点線の部分について特例措置を設けます。

特例措置を設ける場合には、国が一定の要件を審査し、認定した事業を行うということで、しっかりと認定を行ったところに対してだけ、この特例を持っていくのだという形態でございます。

10ページ目ですが、一方で医療分野以外で出てきたニーズとしましてはく交通事故、災害の防止等の分野>というところでございます。

交通事故、災害の防止等の分野におきましては、膨大な画像情報を人工知能に学習させるといったことによりまして、交通事故対策システムの開発、自動運転のための技術開発、災害対策のための技術・製品の開発といったことが、実際に進められているところでございます。

このような目的のために、例えば代理機関がタクシー会社や運送会社等から位置情報、プローブ情報や映像等の個人情報が含まれ得る情報を収集して、その結果を自動運転技術の開発等々に役立てるといったことがあります。この場合、タクシー会社や運送会社等から代理機関へ、個人情報というものが第三者提供ということで提供されることになり、これらの開発のためには大量の車の位置情報、プローブ情報、映像情報というものが必要になりますが、個人情報と結びつく情報や、顔等本人を識別できる情報といったものは個人情報に該当するというところがございますので、大もとの個人情報を取得した後に、開発の目的等のために情報を利用したり、第三者に提供するに当たってはあらかじめ本人の同意を取得することが必要となります。

しかしながら、このような映像に映り込んだ不特定多数の個人情報に対して同意を取得するという事は事実上不可能である一方で、交通事故、災害の防止等の分野において、こういう国民のメリットになるような分野で代理機関が行う事業については、国が交通事故、災害防止等の分野である事業といったことを一定の要件として審査しまして、個人情報に支障がないと認定した場合に限りまして、当該事業を行う代理機関に対して本人の同意が困難な場合、先ほどのような不特定多数の個人情報に対して同意を取得することが事実上困難な場合については、本人の同意なく情報を提供できるということを、個人情報法の特例措置として設けてはどうかということでございます。

これを図示したものが11ページで、これも右と左に分けていますが、右が運転者さんAの個人情報を使ってそのまま運転者さんに、例えば運転者さんAの特性に応じた保険を提供するという、本人同意に基づいて行っている流れと、左側のように不特定多数の方の情報を集めて、匿名加工と分析結果、あとは個人情報ではないものを提供していく場合でありまして、点線の四角で囲まれているところが、本人同意が困難な場合があるということで、ここについては一定の要件を国が審査して認定した場合、交通事故とか防災等に役立つといったことで、認定した場合には本人の同意なく提供できるということにしてはどうかという動きであります。

12ページ目ですが、こういった事業について特例を認める場合の認定基準という考え方ですけれども、代理機関は多様かつ大量の個人情報を取り扱うということから、特例が認められる事業の認定に当たっては、国民の権利利益の保護に十分に配慮して、国民の理解を十分に得られ、国民への裨益が大きい分野であること、それから、個人情報の適切な管理、事業の確実性・継続性等が確保されていることが必要であると考えられます。

このため、申請を受け付けた場合の認定要件ということで5つ挙げさせていただいております。

- 1) 国民の理解が得やすい分野に係る事業であること（医療・介護の向上、健康の増進、事故又は災害の防止等の分野（必要に応じて政令で追加））
- 2) 新たな知見を得るための調査、または、新たな技術・製品の開発を目的とする事業であること
- 3) 調査または開発の対象となる新たな知見または新たな技術・製品を利用することにより、国民生活向上・国民経済発展に特に寄与するものと見込まれること
- 4) 個人情報が安全・安心に管理される事業であること（セキュリティ、事業継続性の確保等）
- 5) 個人の権利利益を不当に侵害する事業ではないこと（代理機関（仮称）から他の研究機関等の第三者に情報を提供する場合、その情報が匿名加工情報や調査結果・開発成果（個人情報は含まない）に限定していること）

これらのことが考えられます。

本検討会で御議論がありまして、いろいろな項目がありましたけれども、さらに事業分

野ごとの情報の特性に応じた代理機関の透明性の確保というものが必要ではないでしょうか。例えば情報流通の履歴を個人に開示する仕組みなどです。また、代理機関というものは1つの代理機関を指定・認定するわけではなく、幾つか複数の代理機関が存在するということを前提に考えてございますので、その代理機関同士の連携のあり方です。

また、代理機関で取り扱う情報の種別、例えば医療分野においては血液検査と病理検査では、おのずと性格が異なるといった、細かい情報の種別に応じた取り扱いについてもガイドラインを作成すべきではないかといった点も御議論いただいておりますので、これについてもあわせて検討することが必要だと書いております。

それ以外にもいろいろ幅広い御議論がありまして、例えば遺伝子情報の取り扱いとか、医療等分野のID基盤の整備といったことも、これは別途、ほかでも議論されている分野ですので、そういったところとあわせて別途検討することが必要だと整理させていただいております。

13ページ目以降がシェアリングエコノミーの関係です。

「①シェアリングエコノミーサービスの登場」ということで、ネットやスマートフォンの普及、それに伴うSNSの利用等が普及する中、IT利活用による個人間の情報のマッチングを行う機能をインターネット上で提供するということが、利用されていないスペース、モノ、スキルなどを短期的に提供したい不特定多数の一般個人と、これらの利用を希望する不特定多数の一般個人との間を仲介し、C to Cの取引を仲介し、個人の遊休資産等の共有を実現するサービス、いわゆるシェアリングエコノミーサービスと書かせていただきますが、そういったサービスがさまざまな分野で登場しているということです。

「②インターネット仲介機能の特性」として挙げられるものを整理しておりまして、1つ目が「ア. 匿名性」ということで、シェアリングエコノミーサービスというものはインターネットの匿名性により、顔や声を認識させることなく情報交換が可能ということで、身元を隠したり、他人になりすますことが容易であるという性格がございます。

2つ目の性格として「イ. 情報の広範な伝搬性」ということで、シェアリングエコノミーサービスは、広範囲の不特定多数の者に低コストで情報発信することができるという特性から、不特定の一般個人が、短期間に限定してサービスを提供することができるということで、本当に個々人の方が情報を発信できるということから、その提供に当たってのハードルが低く、多種多様な人が多種多様なサービスを提供することが容易になるということがございます。

こういったインターネット仲介の特性に伴う諸課題ということでもまとめさせていただいたものが14ページです。

「課題1) サービス提供及び利用状況の実態把握が困難」ということで、インターネットを通じまして不特定多数の一般個人がサービスを提供すると、そして利用するということが、こうした一般個人間の取引というものの実態を把握することがなかなか難しい状況にあります。

「課題2）情報の非対称性の発生」の存在であります。実際に会って顔や声を認識することなく、信用できる相手か否かを判断しなければならないということで、サービス内容等について情報の非対称性が発生し、不十分な情報や間違っただ情報に基づきまして意思決定を行って、トラブルになるケースも出てきています。そういうリスクが大きいというものであります。

「課題3）外部不経済の発生」ということで、身元を隠したり、他人になりすますということが容易でございますので、サービス提供に当たって詐欺や無許可営業等、違法行為を働く者、その利用に当たって犯罪や迷惑行為を行う者等と呼ばれ込みやすく、場合によっては、これはいわゆる民泊でも生じておりますけれども、近隣住民等の迷惑被害や、最近ではパリのテロがありましたが、テロ等の発生、感染症の発生等、外部不経済を発生させ、地域社会の安心・安全を脅かす恐れがあるというものであります。

「課題4）ボーダレスな対応が必要」ということで、インターネットの特性から国境を越えて提供が可能ということで、外国に本拠を置いたシェアリングエコノミーサービス事業者が、日本国内のサービスについて仲介することも可能ですので、外国事業者が行う仲介をめぐって問題が生じた場合に、事業者が外国にあるため、必要な対応を求めることが、物理的、法的に困難という状況も生じ得るということであります。

こういった中で、一定のルール整備が必要だということで検討した結果が15ページ以下です。

まず「④諸課題に対応するルール整備に向けた基本的考え方」としまして、ルール整備の対象をどうするかということでございます。シェアリングエコノミーの諸課題について、消費者保護を図る観点から、サービスの提供と利用をインターネットを通じて仲介する事業者が、最も多くの情報を集約・整理することができるという性格、サービスの提供と利用の仲介による事業を行うという立場であることも踏まえまして、一定程度のシェアリングエコノミーサービスを行う事業者が負うべき責務のルール整備をすることが必要ではないかということでございます。

その上で「イ. 対象となるシェアリングエコノミーサービスの範囲」ですけれども、さまざまな分野でシェアリングエコノミーサービスが登場しつつあるということですので、新たなITの利活用という側面からは、新たなサービスの登場を阻害しないことが必要であると考えております。このため、仲介するサービスの性質が、生命、身体の損害が発生する恐れがあるものであって、社会的な影響が大きいものを仲介するシェアリングエコノミーに限定するといったようなことも必要ではないかと考えております。

「具体的には」ということでございますが、例えば現在、業規制、民泊であれば旅館業法との関係がありますが、業法が整備されている分野については、法的保護の必要性が高い分野であるということが規制の根拠になっておりますので、業規制が整備されている分野のサービス提供と利用をネットで仲介する事業者がルールを整備することが必要ではないか。

その上で、さらにとのことですが、生命、身体への損害が発生する恐れがあるなど、シェアリングエコノミー事業者の適切な関与がなければ、当該事業者への信頼性と安全性に懸念が生じ、その結果、事業者が仲介するサービスの便益を消費者が受けられなくなる恐れがあるといったものに限定して規制を適用することが必要ではないかという考え方で整理しております。

この点は今後、いろいろなサービスが出てきますので、サービス実態を見ながら、対象となるサービスについても政令で逐次追加できるようにするという考え方もあるのではないかと考えています。

16ページ目ですが、具体的なルールの中身です。ネットの世界の特性ということで、分野横断的に、必要最小限こういったルールは必要なのではないかということで書かせていただきました。

まず、先ほどの課題1の実態把握の点についてですが、行政による適切かつ効率的な実態把握の手法、問題が生じた場合にも適切に対応できるということとして、シェアリングエコノミーサービス事業者に対しまして、事業の参入に当たっては適切な規制を導入することとともに、シェアリングエコノミーサービス事業者が提供者・利用者の本人特定事項を確認することを義務づけるということと考えています。

課題2の情報の非対称性に対する対応ですけれども、利用者がサービス内容とリスクについて理解した上で十分に選択できるように、例えばシェアリングエコノミーサービス事業者が、提供されるサービスが業法の許可等を受けて行われているのかどうか等を確認し、その結果や具体的なサービスの水準等について、必要かつ正確な情報を利用者に提供することも必要ではないかと考えております。

課題3の外部不経済ですが、外部不経済の内容にもよるのかもしれませんが、その内容に応じましてシェアリングエコノミーサービス事業者・提供者・利用者との責任分界点を明確にするということが一つです。その上でシェアリングエコノミーサービス事業者も一定程度責任を担ってもらうということとして、これは第三者からのものを含みますけれども、例えば苦情への相談窓口の設置と、あるいは第三者であってもサービスに関する苦情の申し立てを行えるような表示、括弧で例示として書いていますが、相談窓口の連絡先を記載したシールの配付と玄関への設置といった措置も、約款等で記載する等の措置を義務づけてはどうかというものでございます。

課題4はボーダレスということです。海外事業者への域外適用を、法制化する場合にはあわせて導入するということが、その実効性を確保するために、例えば事業参入に当たっての適切な規制を海外の事業者にも提供することとともに、海外の事業者の場合には事業者の国内設置をその要件とするなど、一定の把握のための仕組みが必要ではないかということと考えています。

17ページですが、シェアリングエコノミーについての留意すべき事項ということで、本検討会でも御議論がありましたけれども、シェアリングエコノミーのあり方そもそもの議

論をする契機が「いわゆる民泊のあり方」といったところでしたので、そういうシェアリングエコノミーサービス事業者への分野横断的なルール整備を行うに当たりまして、そういったサービス提供者に係る業法その他の関連法令との関係もあわせて、一体的に整理することに留意すべきだという意見も多数ございました。

このため、民泊については政府部内で幾つか議論が行われておりますけれども、そういった議論も踏まえながら、シェアリングエコノミーサービス事業者へのルール整備に当たっては、その要否も含め、以下のようなシェアリングエコノミーサービス事業者としての責務についても検討を今後行う必要があるだろうということで考えております。

今後、関係法令との整合性も踏まえながら検討する項目として上げていますのがここですが、一つが損害賠償の関係でございまして、仲介するサービスの提供と利用により、生命、身体、財産について損害が生じ、第三者も含みますが、その被害者に対しまして、損害賠償を行う場合に備えるべき措置ということでございます。提供者、利用者との個別の契約に基づいて、Coast Guestがとるべき措置も含みますけれども、そういったものの措置を確保することが一つであります。

それから、これはリーディングですが、仲介する提供者、利用者の相互評価を行う仕組みの適切な提供とか、あるいは法令等の違反を認知した場合の監督官庁への届出の仕組みといったところが、主な検討の課題になったと考えております。

以上が、本検討会での議論を踏まえて、事務局のほうで取りまとめさせていただいた「中間整理（案）」でございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

きょうは取りまとめの最後ということもありますので、まずは最初を見ておりますけれども、各構成員からそれぞれ5分程度、総括的な所見を御開陳いただきまして、その後、この「中間整理（案）」について包括的にディスカッションをしたいと思っております。

それでは、この座っていらっしゃる順番でお願いしましょうか。矢作さんからお願いできますか。

○矢作構成員 御指名を賜りました矢作でございます。

大変素晴らしい内容がまとまったということが個人的な意見でございます。と申しますのも、私は成育医療センターのほうで約50施設の医療施設からデータを束ねていますが、子供たちの薬というものは実際のところ適用外と言われまして、きちんと治験を通したりしていないような環境下で使われており、副作用情報が正確に把握できておりません。大人用に開発されたような薬を、脱カプセルといって、カプセルを外してそこから用量変換をして提供すると、要するにこんな安定性がよくわかっていないような環境で、実は、副作用ともとれるようなことが起きているのか起きていないのか、実態がわからないという現状がございます。これが世界中で行われています。

ところが、実際にそういったことを、小児科だからということもあって非常に協力を得やすかったのですけれども、そうは言っても、いろいろな個人情報保護法の解釈の仕方ですとか、そういったことによって、なかなか情報提供をしてもらえない、いろいろな理屈をつけられたという現実がございました。この内容があと3年早くできていれば、もっと楽だったのではないのでしょうか。

ところが、小児患者は運よく、さすがにITリテラシーが高いので、我々が何をしたかと申しますと、いわゆる臨床研究という位置づけに加えて、患者さん個人からダイレクトに同意を得ていったということが、いわゆる問診システムの中でやっていったということが非常に大きな鍵になりました。

もう一つ問題になっていたことは時間という軸だったのです。これは成人でも大変な御努力をされた中でなかなか越えられなかったハードルだったのですけれども、これは小児科の検討会の中でも議論になって、小児科はやはり3カ月のお子さんと5カ月のお子さんとは全然違う生き物なのです。同じ薬品を使っている、果たしてそれはどうなのかといったときに、時間軸というものを外すわけにはいかなかったという意味では、時間というキーワードが入ると、これはまた個人を特定できるのではないかというキーワードに置きかえられてしまっていて、なかなか実現できない大きなハードルがあったものが、こういった代理機関制度ですとか、そういったものによって、よりこういったことが医療の発展、あるいは医学の発展のために使えていけるのだろうということが容易に想像できます。

ただし、一方で、だからこそ慎重に考えないといけない。当初からこの中に盛り込まれておりますけれども、データですとかICTと申し上げますと、それをひとまとめにされておりますけれども、そうではなくて、やはりそこに使われているデータのクオリティーですとか、レベル感というものを見きわめて、代理機関の中にも課せられる使命、そしてそれに対してどれだけの協力機関がしっかりと、半ば義務化ですが、しっかりと医療だとか、そういった発展のためには、日本国内においてはしっかりと情報提供しなさいというぐらいの強いものを持っていてもいいのではないかという思いは多少あります。

ですから、そういったことも含めて、よりここから発展させていく。これが全てのベースになって、考えていかないといけない、非常に大事な礎になっているのではないかと思います。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

それでは、森さん、お願いします。

○森構成員 ありがとうございます。

医療のことは、私は土地カンがありませんし、やはり先生からもしっかりお話をいただきましたので、それ以外のところです。

後から個別の議論があると伺いましたので、資料の中身とかはそちらでお話ししますが、代理機関の交通事故、災害防止のほうなのですけれども、これもいろいろところで申し上げてきたことではあるのですが、個人が映り込んだ映像・画像を使うというときに、これは映り込んだと、たまたまそこに映ってしまったので、使いたいものは別にあるのだということであれば、それはそういう話なのですけれども、映り込んではいなくても、そこにある顔の画像をデータ化して利用すると、特徴量情報のようなものにするということになると、これは言ってみれば撮影行為の性格が変わってくるということです。人にフォーカスしていなかったものが、人にフォーカスするということになりますので、肖像権の侵害の問題が発生するということです。

それはそういう代理機関をつくって、ちゃんとやるからと言っても、それでその部分、つまり撮影行為が後から、これで顔画像データを収集することになっているのだよということになった場合に、その撮影行為が適法化されるわけではないので、そこがこの代理機関のポイントかと思っています。もう少し細かいことはまた後から申し上げます。

シェアリングエコノミーのほうなのですけれども、済みません。これは私が持っていたものと違いました。全く申しわけないです。

どうしてかといいますと、一番最後の17枚目のところなのですけれども、規制自体がプラットフォームにいろいろ問題がありますから、規制をかけましょうと。ここは非常によく整理をしていただいて、原因を4つ挙げて、それぞれこうすべきである、それはわかりますし、そうすべきなのだろうと思います。しかし、それは民泊でいえば、その弊害というものは、例えば旅館業法の法執行を徹底するとか、あるいは仲介事業者に新しい規制を設けるとか、それはそれでやっていただいているのかもしれませんが、けれども、それはITの弊害の除去の話です。それは全然やっていただいているのです。それは所管省庁でやっていただければいい話であって、ITの弊害を除去していただければいい話なのですけれども、ここでは、ITの利活用をするということでお話が進んできたわけですから、プラットフォームの規制の話だけしても、それはしようがないのではないかと思います。政府の議論を踏まえつつというふうにありますけれども、政府の議論と言ったって、そちらでは規制の話があるわけですから、こちらで規制緩和の話をしないとITの利活用にならないのではないかと思います。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

それでは、松岡さん、お願いします。

○松岡構成員 前回欠席しましたもので、もうすごい勢いで整理されていっていることに驚いています。

中身としては、私が懸念した個人情報保護法が改正されたのに、かなりざるになること

は困ると思っていましたけれども、きちんと代理機関というもので整理していただいているようなので安堵しております。

代理機関について、私のヒアリングのときも何らかの認定のようなものは必要ではないかというふうに申し上げたことも、やはり認定基準のようなものも考えていただいているようですので、これもよかったと思っております。国も関与するようですので、それもありがたいと思っております。

シェアリングエコノミーのほうは、私のほうはすっかり規制の話になっておりますので、それがかなり盛り込まれて、やれやれと思っておりますが、確かに森先生のおっしゃるように、もう少し楽しい面というのでしょうか。そういうものも、この場で入れるのでしょうか。どうだかわからないのですけれども、提案されていてもいいのかという感じはいたしました。

私の立場といたしましては、非常にありがたいと思っております。

○安念主査 ありがとうございます。

それでは、原さん、どうぞ。

○原構成員 東京大学の原と申します。それでは、発言させていただきます。

最初の検討会では自由に議論をしておりましたので、発散していた印象がありましたが、その後のヒアリングに色々と参加させていただきまして、論点となる対象を絞りつつ、うまくまとめていただいたと私自身感じています。

私は旅行の研究も一部行っているのですが、最近は毎日のように民泊関連の記事が出ていまして、私だけではなく、同僚ですとか家族ですとか、国民の間での意識もかなり高まってきたと思っています。

この検討会は民泊そのものを直接扱うものではないのですが、現行の業規制を元にした民泊等への対応方法、あるいはそれらの共通点や違いをうまく踏まえつつまとめていただきましたので、高まった国民の意識を契機に、他のシェアリングのさらなる展開へとつながる礎になるのではないかと考えております。

また、学術界においては、今までは各々の研究と制度整備の必要性とが必ずしもリンクしないといえますか、他人事のようになっていたところがあります。医療分野は別かもしれませんが、それが今回の検討会での議論も含めまして、例えばアカデミア、学術的な研究者が、研究成果を社会により良く還元するためには、あるいは新しいサービスをつくり出していくためには、こういう法制度の整備が必要なのだ、改革が必要なのだという認識を持つようになり、さらにそれが徐々に広まりつつあるのではないかと考えています。

例えば私の所属しているサービス学会でも、毎回のようにこういった話題に触れられてきておりますので、そういった意味で、時宜を得たとりまとめかと思っています。以上がまず、私の全体的な思いでございます。

次に代理機関についてです。この検討会の目的は法制度の整備の観点ですので、代理機関を検討する上で必要な情報、留意すべき情報を整理・取捨選択した結果、制度変更の必要がない場合もある。今回でいえば個人情報保護法の範囲内で対応が可能な個人情報委託管理型の類型がそれにあたると思っています。

ただ、そうなのですけれども、例えば今回の文面を見ただけですと、例えば既存のプレーヤー、既存の事業者の方々にとってどういうアクションが必要になるのか、何が変わり得るのがわかりづらい印象を持ちました。今回はまだ法制度の整備の観点なので不要と思いますが、今後、実際にこれらの内容を社会と国民の皆様が発信していく上では、各プレーヤーがとるべき、とらなければならないアクションをもう少し明確にしたほうが良いと思っております。

そのように考えると、私自身も当初は代理機関という言葉ありきで検討していたところがあったのですが、結局、ここで議論していることは、代理機関として認定するか新たに作るかは別にして、政策・国として推進したい個人情報、情報の利活用の事業があるということなのだと思います。それをまずきちんと整理したことが、今回の検討会の一番の成果だと思っております。その中で、立法措置が必要な部分に着目をしたのだと思います。

そういう意味では、代理機関というよりも、代理事業を行う者と呼んだほうが適切ではないかと思っております。

例えば9ページ目、医療機関、医療分野、交通、災害の防止等、どちらでも構わないのですが、この絵ですと今、真ん中に「代理機関（仮称）」と記されています。

これが今回、政策として推進したい情報の利活用を行う事業者という意味で書いているのか、あるいは立法措置が必要になる、法律的な事項、法制度整備にかかわってくる組織や事業者の観点で書いているのかが、少し混在してしまっています。

私の理解では政策として推進したい事業がこの真ん中の緑枠の中にあり、その中で立法措置が必要な事項について特に言及しているという形であろうと思いますが、そこがどうしても、私自身もごっちゃになってしまいますので、そこをもう少し整理したほうが良いのではと思っております。

あと、もう一点は代理機関に関してですが、こういった措置の必要性を、今回は本人同意の難しさの観点から主に言及していると思っております。

これとは別にもう一方明記しなければいけないことは、事業者の観点だと思います。例えばこういった議論をしたときに、中島先生からもいろいろ御意見がありましたが、最初から個人情報を含まない形で特徴量だけをとるなど、そういった形でのデータ解析も技術的に可能だという御意見がでてきます。

それは確かにそうなのですけれども、恐らく、例えばタクシー会社などの事業者はもともと第三者に提供することを念頭に情報を収集しているわけではなくて、もともとは各自の事業を行う上での防犯面や安全面など、そういった目的のために必要な情報を収集しています。ですので、第三者提供あるいは利活用を考えた場合に、それぞれの小さい事業者

が、技術的にも新たな負担を得て対応していかなければならなくなります。結局、個別にそういった技術的な対応をすることが困難であるし、それは既存の事業者の本来の目的ではないのでネックになってくるというのが重要な点だと思います。

ですので、私が申し上げたいことは、今回の代理機関について、本人同意を含めた消費者に対する観点と、技術的には可能なのだけれども、それが現実的ではない、あるいはそのままではスケールしないというような、既存の事業者に対する観点と、その2つで必要性を主張すると、より良くなると思いました。

最後にシェアリングエコノミーです。適切な規制を導入していくという記述がありまして、様々な論点を検討した結果、このような形に落ち着いたのだと思います。

ただ、ここからまたさらに詰めていくことになるかと思いますが、現在の書きぶりでは、認定事業者の形にするのかどうか、あるいはガイドラインなり規制なりを設けて、自由に展開してもらい、何か不測の事態があったときに罰則を与える形にするのか、そのあたりの方向性が見えない点が一番気になります。結局、最初の発言に戻りますが、これらを読んだときに、既存の事業者にとって、私たちはどうしなければいけないのだろうか、何が変わり得るのだろうかというところが少しわかりづらいのかと思った次第です。

以上です。

○安念主査 わかりました。ありがとうございました。

それでは、根本さん。せっかくですので、紙も出していただいていますから、この紙の御説明から御発言をいただいてもよろしいでしょうか。

○根本構成員 わかりました。

遅れての参加となり申し訳ありません。すでに御説明いただいた内容と、少しダブってしまうかもしれません。

全体感としましては、個人情報の利活用、情報の利活用という方向に向くのだという大きな方針、それからシェアリングエコノミーも進めるのだという大きな方針については全面的に賛成しているところなので、そのやり方としての代理機関、あるいはプラットフォーム、シェアエコ事業者に対する規制をどうするかということの議論だと理解をしていることを前提に、中間整理案をざっと見た時点での気づきの点を申し上げます。

まず、代理機関については、本日の資料の6ページ目のところで、個人情報委託管理型については個人情報保護法での対応可能と整理をされていますが、実は、この枠内で個人情報を扱っている事業者は、既に存在しています。そうした事業者が、何らかの後づけの規制やフレームワークが提示され、代理機関に整理されることが無いようにしていただきたいと思えます。今いる人たちが今以上の規制に対応しなければならないことになると、情報の流通が逆に阻害されることになりはしないかという懸念をひとつ持っているということでございます。

同様に7ページに、個人情報収集分析型の類型がありますが、これは医療あるいはそれ以外ということに分けておりますけれども、実はそれより前に本人非開示の御本人にかかわる情報というものが現存しておりますので、こちらをどうやって取り扱うかということは非常にセンシティブな部分です。私も今、案がない状態で申しわけありませんが、課題提起のみさせていただきます。

それから、繰り返しこの場でも申し上げていますが、官民のデータの取り扱い規則が違うので、代理機関で取り扱う場合には同じにして、もともとの保有機関が官か民かを問わず、データ処理をできるようにするのですねという確認が一つです。

代理機関の検討を進めていくと、恐らく後で設備構造要件など、いろいろ出てくると思うのですが、データを取り扱う人間にかかわる要件も重視していただきたいと思います。個人情報の漏えい等に関し、さまざまな事案が発生しておりますけれども、それは官民間問わずのお話ですので、取扱ルールは官民を問わないものとする必要があるのではないかと考えております。

(3)ですけれども、医療情報ということで分けてしまっていますが、何が医療情報に当たるのかということを中心にきちんと整理しておきませんと、後で議論を呼んでしまいますので、ここは要配慮情報なら要配慮情報ということで、きちんと整理をしてしまったほうが良いという考え方でございます。

ただし、そういう情報と、ほかのさまざまな情報を組み合わせて初めて意味を持つということも多々ございます。そうした、さまざまなデータをあわせて分析対象にできるような配慮は是非していかなければならないと思いますが、この点は、代理機関同士の間での情報の流通を可能とすることで、整理していけるのではないかと考えております。

2ページ目でございますけれども、さまざまなやり方で、例えば9ページの左下のところで【立法措置】として「国が一定の要件を審査し認定した事業を行う事業」という表現が幾つか出てくるのですが、情報の取り扱いについて、民間に対して相当な自由度を与えておかないと利活用が進まないのではないかと考えております。

したがって、都度認定のような形になりますと、情報の利活用が進まなくなってしまう恐れがあるので、そのクリアの仕方というものに工夫が要るのではないかと考えております。これは交通事故、災害防止等々のところでも同様でございます。

12ページのところに入りまして、実は特例が認められる事業の認定基準等とある中の1)の「国民の理解が得やすい分野」という表現は、これは改めたほうが良いと考えております。これはやはり理解が得られるからやるのだとかやらないのだとか、そういうお話ではなくて、個人の権利利益に与える影響とか、利活用によって社会的な効用の増進がどのように図られるか、その両者の衡平を図りながら一定程度決めるべき話であって、理解が得られやすいものからやりましょうというのは、戦術論としてはいいのかもしれませんが、判断基準としてはよろしくないのではないかと考えております。

それから「新たな技術・製品の開発」「新たな知見を得るための調査」を目的とする事

業とありますが、調査目的というのではなくて、新たな知見を得るためのことを目的としているような形にさせていただいたほうが、より現実に近くなるのではないかと思ったところでございます。

安全管理については後ほど申し上げます。細かいところですのでいまは省略します。

シェアリングエコノミーにつきましては、森先生から御指摘は多少ありましたけれども、現状やっているところにさらに規制がかかるようなやり方は余り望ましくないし、あと、サービスの提供者側において、規律が適用される形になってくる場合には、シェアエコ事業者側において、新たな規制をかける必要というものはそう大きくないのではないかと考えております。

したがいまして、サービス提供者側に規制というか規律がかからないケースで、シェアエコ事業者が仲介事業を行う場合にどうするかということで、何らかの保証措置等々を入れるということについては、そういう方向なのだろうと思います。

ただ、これも既にさまざまな事業者がさまざまな事業をやっておられますので、法の実効性を担保するということをどうするかということ、もう少し議論したいと思っております。

以上です。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、これから全体的な中間取りまとめ・中間整理についての全体的な討議をさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

まずは根本さんに紙を用意していただいたし、恐らくここに書かれていることと同じようなお考えをお持ちの方も少なからずおられると思うので、どうでしょうか。

事務局のほうから、あくまで中間整理だから、これはファイナルな、コンプレッシブなものではないので、中間整理の段階で対応可能なものがどんなものかという点について、お考えがあれば伺います。

○犬童参事官 根本さんのペーパーに沿ってお話しをしたいと思います。

まず、代理機関のところ、個人情報委託管理型ということで、代理機関としての規制が課されるようにすべきだということはそのとおりかと思っておりますし、これは原さんのほうからもお話がありましたように、今回代理機関なのか代理する事業なのかという整理は必要かと思っておりました。

この中間整理（案）においては、代理する事業ということで、認定する対象は事業と規定させていただきまして、何らかの機関がいろいろな事業をやっていて、その中の一つの事業としてこういった個人情報を集めて分析するという、その事業のところをとらまえて整備したいということですので、個人情報委託管理型の代理機関として規制することはあり得ませんということになります。

それから、2つ目の個人情報収集分析型の類型ということでございますので、これは多分、運用は法制度の中で整理するのか、あるいは運用レベルなのかということも思いますが、運用レベルで整理できるような、例えば本人に対して非開示の個人情報の取り扱い、これはガイドライン等の運用のレベルでできるのかという気もしておりますし、2つ目・3つ目については、公的も民間もそれぞれデータの取り扱いに気をつけるとか、標準化の話ともかかわってきますので、標準化というものを、代理機関というもののの中に織り込んでいくのかどうかということは、別途検討が必要かということかと思っております。

あと、データを取り扱うものに対する資格要件等については、これは認定の要件とかかわってくるかもしれませんが、そのあたりは法整備に当たっては考慮していきたいと考えております。

医療分野についてはまず、最初の要配慮個人情報のみを扱う代理機関ということと、代理機関との連携、代理機関間の連携という話がございましたように、代理機関間の連携につきましては中間整理(案)にも書いていますけれども、代理機関間の連携についても法整備にあわせて整備しておくことが必要だと考えております。

2枚目に都度認定の話がありましたけれども、ここについても、これは運用の話かと思っておりますけれども、ある一定の定形的なものが決まれば、あとは認定の仕組み自体は簡素化するということで対応できるのかという話もありますし、いずれにせよ、できるだけ負担のないようなルール整備ということにしたいと考えております。それは(4)の交通事故等についても同じでございます。

(5)について御説明をいただいた点については、表現ぶりの問題ですので、中間整理(案)の中で、これを出す中で、きょうお認めいただければ公表することになりますけれども、その前の段階で、ここでお認めいただければ、御指摘のような修正を行いたいと考えております。

あと、シェアリングエコノミーについては、これは総論的な議論として、御意見として承りますけれども、1つ目の自己責任ということが、むしろそれがどう扱うかということが、今後のシェアリングエコノミーのルール整備の必要性について議論されているのかと考えておまして、全て自己責任でやっていて、問題があったから何か整備しろということが、今の世論の流れかと。そのあたりのバランスはとりながらやらなければいけないかと思っております。

最後の、既にビジネスを行っている事業者についても同じように、規制は抑制的に設定していくべきだという考え方、総論的なものは持っておりますので、先ほども中間整理(案)にありましたように、一定の検討をかけるということで対応していければと考えています。

○安念主査 根本さん、そこで12ページですが、ここで御同意が得られるならば、少し修正して公表したいという事務局の御見解だったのです。

確かに、国民の理解が得やすいというのは、何も人気のあるところからやりましよう

いう意味ではない。しかし、最大の目的は3)の国民の利益になるような新たな知見を得ることである。そして、そういう事業というものは一体この先どう生まれてくるかわからないわけだから、今のうちから悉皆的な一覧表をつくることはできないので、おいおい政令か何かで追加していこうということです。

そこで、こうしたらどうでしょうか。「国民の理解の浸透度をもはかりながら」とか、それで政令で追加していくということは、こういう文章にしてみたらどうでしょうか。つまり、3のところを一番最初に、根本さんがおっしゃったような書き方で書く。これが最大の目的です。

おいおいリストを追加していかなければいけないだろうから、その追加に当たっては国民に理解が得られるかどうか勘案しながら追加していくと、このような書き方をしてみてもどうかと今、伺いながらちらっと考えていたのですが、どんなものでしょうか。

○根本構成員 安念先生の御指摘は、「国民生活向上、国民経済発展に特に寄与する分野にかかわる事業であること」とか、あるいは「発展に寄与すると認められる事業であること」ということですね。

○安念主査 それは第一目標。一番最初にくるでしょう。

○根本構成員 申し上げたかったことは、要はそういうところなのですが、プラス何か、要するに権利侵害になるところを非常に御懸念される向きが多いと思ったので、私はこういう表現を使わせていただきましたが、国民経済あるいは国民の生活向上ということだと思います。

○安念主査 森さん、どうぞ。

○森構成員 済みません。今の関係でなのですからけれども、ペーパー上は根本さんの御意見と対立するのですが、お話を伺っていると、別にそんなに私と変わらないかと思ったのです。

2番の「新たな知見を得るための調査」は削除していただいたほうがいいのではないかと考えていまして、要はやはり、こういう規制緩和の枠組みみたいなものを認定して回すに当たっては、やはり最初に特別な必要性が要すると思うのです。というのは、現在の規制は当然、国民の権利利益の保護と、こういう利活用の有用性のバランスをはかっているわけですから、ジェネラルな目的については現在の規制に反映されているわけです。現在の規制の均衡状態に織り込まれている。

それを超える特殊な何かがなければ、こういうものを認める必要はないのであって、ここにお書きの「新たな知見を得るための調査」とか、そういうことは一般的な目的なので

はないかと思うのです。現行法によって想定されているのではないかと思います。

○安念主査　そういう意味ですか。

○矢作構成員　構成員内での議論になってしまうといけないのかもしれませんが。

○安念主査　別に全然いけなくはないでしょう。

○矢作構成員　例えば、もう既に医療業界というものは、新薬というものは非常に難しい状況になっていて、希少疾患ということを考えないといけないのです。

先ほど申し上げた、たかだか50施設といっても、国内的には非常に多い数を束ねたと評されてはいるのですけれども、こんなものでは足りないと思っているのです。1万人に1人、10万人に1人しかいないような患者さんのデータを集めてきて、しかもそれがかなり細かい情報までないと、そこから何か創薬ですとか、新しい治療法を見ることができないのです。

そういう意味では、なかなかこれは実は、私も、この代理機関はすごく大事な議論であって、同時に、私は医療の立場の人間なので、どうしてもこういう視点の話になってしまっただけで大変恐縮なのですけれども、その視点に立つと、それだけの情報をしっかりと束ねて、しっかりと見きわめていかないといけないという意味では、要するに新たな知見というものは、それはまさに新たな知見なのです。

なので、ここの部分は削除するかしないかということは非常に難しいのですけれども、今、申し上げたような視点からすると、まさに今まで、なかなか束ねて、要するに数例の患者さんを診られたのだけれども、これは束になったときにどうなのかという実態が全くわかっていないという視点に立つと、これはやはり新たな知見なのかというところで、そういうものが束にならないと何も進まないでしょう。

先ほども、副作用情報の話もそうなのですけれども、もっと現実的な話をすると、そういう意味では、子供の薬の使用実態というものもわかっていないのです。だからシロップだとか子供用のものに対して、製薬企業は誰も動かないのです。マーケットでどのぐらいあるかということもわかっていないのです。これはデータがないのです。これが現実なのです。そういう意味では、これもここの部分に入ってくるのかとは思いました。

○安念主査　なるほど。

さて、現段階になりますと、そもそも文章の表現ぶりを検討しなければなりません、確かに2と3は少し重複しているところもありますね。

これは森さんがおっしゃった視点とは少し違うかもしれませんが、まず、第一に、重複しているところがありますので、そこをまずはひとつ整理をして、その上でどうしましょ

うか。

新たな知見を得たい、その上で国民生活向上、国民経済発展に特に寄与する。このあたりは、2と3を一緒にするような形で残しておいてもよいような気がするのですが、森さん、どうですか。

○森構成員 済みません。私としては矢作先生に対して、1番に医療が入っているからいいのではないですかと、いつもの話になるので、もう繰り返して言いませんけれども、規制緩和の必要性といたしますか、そういうことがないと何でも、何となく、もともとの個人情報保護法の改正のところでした利活用の重要性みたいなことは、全体の50%の大きな課題だったわけです。

そことバランスを変えます、ということであれば、その理由が必要性の段階についていないと変なのではないかと思えますし、そういうワーディングをお願いしたいと思えます。

○安念主査 そういうワーディングとは、例えばどういうワーディングになりますか。

○森構成員 いや、無責任な話で、全然思いつかないのですけれども、私は1番みたいな書きぶりのほうがむしろいいのではないかというふうに、それだと全然根本さんの御意見とは逆になってしまうのですけれども、そういうふうには思っていたのです。

○安念主査 わかりました。少し考えましょう。

大臣、御到着早々でございますが、一言何か御挨拶を。

○島尻IT政策担当大臣 大変お疲れさまでございます。白熱した議論の中に入ってまいりまして、しかし、IT担当大臣としては大変に頼もしくといたしますか、しっかりやっていただいているなという印象を持ちました。

きょうは中間取りまとめということでございまして、またしっかり、これをもってして、今後のパブコメをきちんと見守って、最終的には戦略室が中心となって、また進めていくという運びになっていると承知しておりますけれども、引き続き議論をまた続けていただいて、いいものができますように。

そして、やはりこれは注目されているシェアリングエコノミー等のところがありますので、大変大事なところだと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

○安念主査 ありがとうございます。

さて、そこでどうしましょうか。

矢作さん、どうぞ。

○矢作構成員 3つ目の、実はこの資料の中でぜひ検討していただきたいと思っていることがございまして、1つは5ページ目に「超高齢社会」というキーワードがあるのですが、そのとおりなのですけれども、小児科だからというわけではなくて、やはり少子高齢など、要するに「子供」というキーワードも入れていただきたいと。

なぜかと申し上げますと、やはりITの強みというものは、ビッグデータもそうなのですけれども、分散しているものも束ねていくということも、ひとつ非常に有益な部分だと思うのです。

これは小児科医として臨床をやっていると、日本の今の家族というものは、核家族化ではなくて家族の孤立化なのです。子供もどんどん家族内で孤立化していつているのです。そういうことを考えていったときに、多くのIT技術によってその辺をカバーしていくことができる、見える化することができるということは容易に想像できるのです。

そういう意味も含めて当然、これは言葉のあやとかということではなくて、そういう視点を少し検討いただけるとうれしいという視点です。

それから、やはり12ページになってしまうのですけれども、ちょうどデータのレイヤーの話ですとか種別の話を盛り込んでいただいて、非常にこれはうれしく思っているのですけれども、一方でやはり内容によって、先ほどの希少疾患ですとかというキーワードを出ささせていただいたとおり、内容によってはやはりそれなりに医師と同等の守秘義務を課すなど、そういった検討もしていただけるといいのではないかと思います。

当然、例えば血糖値ぐらいのものを扱っているところだったらそこまではする必要はないと思うのですけれども、やはり先ほど根本構成員のほうからも御発言があったように、以外と取り扱う人のレベルでこの情報漏えいというものは容易に起きてしまっている現実があるのです。

我々が自分たちの部屋に入るに当たっては、やはりそのトレーニングがなされた人に限定しているということは、これはもう多分、世界中一緒だと思うのです。ですから、そういう意味では、そういったことも御検討いただけたらということが第1点です。

それから、同じくこの代理機関係の話なのですけれども、先ほど申し上げたように、各都道府県ごとの行政の要請は、いろいろなこういったものの解釈の違いによって情報提供を渋るような方々は大勢おりました。そういう現実からすると、やはり医療情報というものが、少なくとも国民皆保険の中で、診療報酬体系でやっている限りは、少なくとも国のそういった要請ですとか、例えば国が非常に患者さんのためになるような研究として、こういったことを手伝うべきだという、まさにこういった事業、代理機関だとかを認定・認証していったときに、その要請があった場合には、かなり強く情報を提供してくれということと言えるようなものにできないものなのかということ、実態として、これは検討していただきたい一つの要素として考えていただきたいと思っております。

以上です。

○安念主査 わかりました。ありがとうございます。  
森さん、どうぞ。

○森構成員 済みません。シェアリングエコノミーでよろしいですか。

○安念主査 はい。

○森構成員 先ほどのお話なのですけれども、今、発生しているといえますか、闇民泊の問題みたいなことの対応の話と、ここでやってきたこととは基本的には違うと思っております、そういう前提で、それは例えば法執行の徹底とか、仲介事業者固有の規制みたいなことは、それはそれで重要だとは思うのですけれども、このテーマは違っていたのではないかと考えています。

例えば14枚目のスライドでも、冒頭に課題1ということで「不特定多数の一般個人によるサービスの提供と利用(C to C)を仲介するものであり」とお書きいただいているわけです。C to Cだと書いていただいている。だけれども、C to Cになる道筋が全く書かれていないわけです。

このままだと、業法は業法のまま。したがって、ベンダーはBですね。B to Cで仲介するのですかみたいなところの話がはっきり出ていませんので、それはやはり、最後の一番末尾の17ページに関して言えば、規制緩和の議論を見守ろうではないかみたいな話になっていますので、そうではなくて、仲介事業者規制もいろいろあるでしょうけれども、仲介事業者を規制することによってベンダーへの業法適用をなくすような仕組みについて検討されるべきなのではないですか。そういうものだとばかり思っていました。

○安念主査 それは書き加えたほうがよろしいでしょうね。

○森構成員 はい。ぜひお願いしたいと思います。

○安念主査 具体的にそういう議論をしたということではないけれども、私が少し申し上げた記憶はあるのですが、仲介事業者と、ベンダーというか、末端でサービスを提供する事業者、それぞれに何らかの規制がかかるだろうけれども、その2つのレイヤーでの規制を合わせて最適な規制になるように、しかも当然のことだけれども、最少の規制になるように、という考えが、全体としては言わず語らずのうちに前提となっていたような気がするのです。そうでもないですか。

○森構成員 しかし、もし、そういうおっしゃり方をすると、それでは、別にベンダーへの業法規制は残っていていいのだという話になりますから、それは各法令の所管でITの弊

害として対応していただければいい話でありまして、ITの利活用の話ではなくなってしまうと思います。

別にバランスがあっていいと思います。ベンダーにミニマムな規制を課するということがあっても全然いいと思いますけれども、やはりここで出すべき方向性としては「ベンダーへの業法規制を緩和する」でも結構です。「撤廃する」ではなくてもいいかもしれませんが、少なくともベンダーへの業法規制を緩和して、そのかわりにプラットフォームへの規制をかけるのだということがなかったら、それは利活用ではないです。

○安念主査 なるほど。わかりました。

この検討会で各業法についてどうこう言えということにはならないわけで、あくまで例えばの話ですが、プラットフォームに規制を課することによって、各ベンダーへの規制を撤廃し、あるいは緩和する可能性を探る。これはある意味で、論理的には私も当然のことだと思うのですが、そのような書きぶりといったら、どのようなものでしょうか。難しいですか。

○犬童参事官 17ページの最初の3行のところかと思っています。ここはこの検討会での御意見として紹介させていただくところでございますので、例えば「一体的に整理することにも留意」と書いていますが「一体的に整理すること」の後ろに括弧書きで、例えば今の業法における、森さんがおっしゃっているような規制緩和とあわせて一体的に整理する、留意すべきだという意見があったということで、書かせていただくことが可能です。

○森構成員 確かに意見があったということではございませんけれども、そもそもそういう話だったのではないかと私は思うのです。

留意ということなのかという気はしますけれども、それに関して言えば、むしろ前提だったのではなかったのですかという感じなのではございません。

○犬童参事官 済みません。16ページで書いているものは、少なくともネット仲介特有のルール整備ということで書かせていただいていますので、ここは業法と関係なく、まず、整理しなければいけないという部分であります。

一方で業法との関係ということ整理しなければいけないものが、17ページに書いているような中身でありまして、そこは共通の部分とプラスして、業法との関係で見なければいけない部分が残っているのですが、一方で業法の世界、民泊であれば、今はまだほかのところ、厚労省さんを中心に検討している段階でして、そこの整理がなかなか今の段階では見えないです。政府として、ここに明確に何か書くということはなかなか難しいところもございますので、意見の中でそういったことがあったということで御理解いただければと思っているのです。

○安念主査 どうぞ。

○森構成員 済みません。食い下がって申しわけないのですが、16ページ目が、業法とは関係なくとおっしゃいましたけれども、こういう利用状況の実態の把握が困難だとか、非対称性の問題があると、ベンダーがちゃんと業法規制を受けている場合は、外部不経済の発生とかは業法によって解消されているわけです。

そうではないから、こういうところを手当てしようではないかということとして、業法は業法ですと、プラットフォームはプラットフォームですと言ってしまうと、これまでの業法規制プラスシンプルなプラットフォーム規制になってしまって、非対称性とか外部不経済とかはどこなのですかという話になるのではないかと思います。

○遠藤政府CIO そうですね。少し難しいですね。

○犬童参事官 その点はC to CとB to C、恐らくプラットフォーム事業者というものは、C to Cだけをするというところだけではなくて、B to CもC to Cも混合した形で提供していくことがありますので、我々のルール整備というものは両方混合したものも含めて検討します。

○森構成員 それは現在、BとCが混在しているわけですがけれども、それはCが混在したら違法なわけではないですか。そこは法執行によって守られるべき問題で、Cが入っても適法ですと言うためには、Cのレベルでよいと。たとえCがサービスを提供しても、プラットフォームがいろいろなことを肩代わりしているからユーザーは安全だという状況をつくり出さなければいけないわけでしょう。だからそれは、やはりこの課題1～4までの御配慮というものはまことに適切なものだと思いますけれども、それはベンダーが業法適用を受けないから、こういう弊害があるから、それをプラットフォームに肩代わりさせようではないかという話だと思います。

○安念主査 それはそうです。

○犬童参事官 その点で、民泊ということでまた、今は民泊で議論していたので、民泊ということで言いますと、カウチサーフィンとか、既に旅館業法の枠の外にある民泊の仲介事業者をやっている事業者があるわけです。そういったものは当然、C to Cという世界で、旅館業法の外の話ですので、こちらで規制を。

○安念主査 無償だから、現在は既に適法だということですね。

○犬童参事官 問題ないというところも似ていますし、その後どこまで、こちらのほうで見ていくかということは今、厚生労働省で整理されている民泊が、旅館業法の中でどこまで入ってくるのか、外に出るのかということを見ながら検討する必要があるということ、最後の17ページで書かせていただいているところです。

○森構成員 それは私と同じ意見ということですか。

○犬童参事官 ええ。

○安念主査 どうぞ。

○向井副政府CIO 全く思いは同じだと思うのです。ただ、現在、ある意味この検討会が一番先行してしまっていて、後のものがまだなかなかついてこられない状況にある中で、要するに言った人たちが周りについているところに、とりあえずのところ、はっきり方向性を打ち出して刺激を与えるということは、それほど得策ではないのかというところもあります。

現在、様々な場で会議が並行して進んでいる感じになっておりまして、そちらはちょうどキックオフを始めたばかりぐらいのタイミングになっています。

もちろん、おっしゃるような規制緩和的なことを、検討するのだろうと思いますけれども、そのところは極めて内容的に機微な部分があって、最終的に、この案を通すまでには、IT室でも事業者の皆さんと直接会話しなければいけないのではないかと私は思っております。そういうような状況でありますので、今回のところはそういう感じにさせていただくとありがたいのかというところが、正直なところだと思うのです。

○森構成員 中間整理ということであればということですか。

○安念主査 プラットフォーマーにそれ相応の規制を課すのであれば、末端のベンダーというか、サービス提供者への規制を撤廃したり緩和したりする可能性が出てくる。これについてはしっかり検討するべきだ。これが森先生の御意見だと思うのだけれども、それについては私が拝察するに、事務方も理解をしていると思うので、後でよくお願いをしておきます。

どうぞ。

○矢作構成員 恐らくこの議論は、これは個人的に今回の検討会全体を見渡して感じていたことの一つの意見として、プラットフォームという単語が出てしまったのかどうなの

かということは正直思っています、本当に日本社会が世界に名だたるIT立国、いろいろなサービスをつくり上げていくという意味では、これは検討会のどの段階で申し上げたか忘れてはいますが、UberにしてもAirbnbにしても、要するに仲間内で貸し借りをやっているものが徐々に大きくなったことを考えると、やはりそういった規模でも展開していくための準備というものを、まさに中間整理なので、これから検討していかないといけないでしょう。

ただ、そうは言っても一足飛びにそこまでなかなか行きづらいところもありつつ、それは暗に、もしかしてアンダーグラウンドでうまくそういうサービス体系を頑張ってつくりつつ、大きくなれという親心でみんなで見守っているのでしょうか。少し置いておいたとして、やはり将来的にはそういったことも含めて、しっかりと検討して考えていかないと、なかなか日本からそういった面白いサービスというものが生まれてこないような気がするのです。

若手は結構面白いアイデアはいっぱいあると思うのですがけれども、なかなかそこは飛び抜けていけないというところで、そういう意味ではもしかしたら、例えばこういった内容に加えて当然、それなりの規制なり、そういったものを乗せることに加えて、何かしら彼らが本当は課せられるべき保障を、一部を小さい規模だったら国がそれを逆にサポートしてあげるといった環境があってもいいのかという感じは受けるのです。

そうすると、より積極的に、日本国内からもそういうところにチャレンジしようという人たちが出てくるかもしれない。ですから、こういった内容は非常に私も賛成です。ただ、一方で、まさにこれはまだ中間整理で、今後どんどんブラッシュアップしていかなければいけないのかと思いますので、そこだけ一つコメントさせていただきます。

○安念主査 ありがとうございます。

あと、どなたか。

それでは、先ほどの問題に戻りまして、12ページ問題です。森先生がおっしゃることは、次のようなことでしょうか。現行法でももちろん、新たな知見を得るためのアナリシスのようなものは必要だということを経験した上で、保護と利用の境界線が引かれている。そうだとすると、現行法に穴をあけようという法改正をするからには、もっと情報を利用する必要性というものが強く打ち出されていなければならないはずだ。こういう御見解ですね。

それは確かにそうですが、さて、どのように持っていったらいいのでしょうか。私も今すぐ、美しい知恵が出てこないです。

どうぞ。

○根本構成員 現行の法律そのものは、やはり個人情報保護法だと理解をしております。もちろん、利活用に言及していることは事実でございますけれども、あくまでも保護法だということなのだろうと思います。

そうであるがゆえに、情報のやりとりについて、その情報が相当程度に秘匿されることがわかっている状態であっても、やりとりすることが非常に難しい。活用することが難しい状況があるので、例えば先ほど矢作先生がおっしゃったような状況下で、情報を集めることによって、それを分析することによる効用というものが相当程度に大きいことがわかっていることすら今はできない。だから新しい立法が必要なのだという理解をしております。

○安念主査 そうだとすると、根本さんのおっしゃることはもっともだと思うのだけれども、そうすると現行法にいわば正面切って盾突こうという書き方になってしまいます。

そうでもないですか。

○根本構成員 現行法に盾突くとかということではなくて、現行法が想定したよりもデータの利活用をさらに図る。もちろんある一定の制約下においてということですが、それによって、国民の効用がさらに高まることがわかっているので、それをやりましょうということだけなのではないかと思っております。

○安念主査 わかりました。

いただいた時間がほぼ過ぎてきましたので、一応、今、12ページ問題と、情報を取り扱う人間の資格の問題についてもっと書き込んでくださいというお話もあったし、シェアリングエコノミーとかC to Cというものを推進するのだという姿勢がもっと明確になっていたほうがいいという御指摘もありました。その点についても含めて、それから、12ページ問題についてはいろいろ、森先生を初め、いろいろな方のお知恵を拝借しながら、もう一回文章をそれなりにつくれるものかトライしてみたいと思います。

その点については、一応私にお任せをいただいてもよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○安念主査 本当に申しわけございません。頼りない座長に任せてくれとは大変心苦しいのですけれども、なかなか平場ですと議論するわけにもまいりませんので、御相談しながら、修文が可能かどうかを事務局と詰めてまいりたいと思います。

その他、御意見がありましたら、別途事務局までお知らせをいただきたいと思います。

今後取りまとめまして、中間整理について、親会である分科会のほうに報告をさせていただきたいと思います。その後、パブリックコメントということですが、大臣、何か御感想がおありになりましたらお願いいたします。

○島尻IT政策担当大臣 大変お疲れさまでございます。

もうこれは7週間で7回目という、かなり濃い議論を詰めていただいたことに、まず、感謝を申し上げたいと思っております。

2～3、宿題があるようでございますが、もう安念先生の、本当はこれまでの御努力にも感謝を申し上げたいと思っております。

とにかくITの利活用は今、過渡期だと思うのです。なので、いろいろな保護すべきだということと推進すべきだということ、ある意味相反するところがあって、それをどうバランスをとっていくのかということではあるのですけれども、ただ、いろいろな立ち位置というものがあるので、ここはその立場に基づく意見というものを表に出してよろしいのではないかと私は思っております。

そういう中で、大変貴重な御意見もあったわけでありますので、こういう意見があったということはきちんと落とさないように、何とかおまとめをいただければいいのではないかと考えております。

この後はパブコメにかけるということもありますので、もう少しいろいろな過程を終えないといけないと思っておりますけれども、改めてきょう、このようにまた御議論をいただいておりますこと、そして中間の取りまとめということで、その過程、今日まで来られたということに対して、改めてIT担当大臣として御礼を申し上げたいと思っております。

引き続き、またよろしく願いたします。ありがとうございました。

○安念主査 大臣、どうも心強いお言葉をありがとうございました。お忙しいところ、本当にありがとうございました。

後でプレスブリーフィングをするということになっておりますので、私のほうからさせていただきます。

本日の資料につきましては、必要な修正の上、ホームページにて公表させていただくことは、今までと同じこととさせていただきます。終始活発な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。といっても、まだ宿題が大臣のおっしゃるように残っていて、まだ作業は終わっていないのですが、とりあえず会議としてはこれで締めたいと存じます。

本当にどうもありがとうございました。大臣も本当にありがとうございました。